資料１

令和８年度
上尾市の産業振興に関する
提 言 書（案）

上 尾 市 産 業 振 興 会 議

目　次

１　はじめに 1

２　上尾市産業振興ビジョンについて 2

（１）上尾市産業振興ビジョンの趣旨 2

（２）上尾市産業振興会議について 2

（３）産業における将来像及び施策の体系 3

３　令和９年度の産業振興に向けた提言 4

（１）令和８年度の提言 4

（２）提言の検討過程 5

４　令和７～８年度に実施した（している）施策 13

（１）令和７年度に実施した施策と委員の意見 13

（２）令和８年度に実施している施策と委員の意見 17

上尾市産業振興会議条例 21

令和７～８年度上尾市産業振興会議の経過 23

上尾市産業振興会議委員名簿 24

１　はじめに

平成２６年３月に策定された「上尾市産業振興ビジョン」は、本市における農業、商業、工業、観光をはじめとする産業振興の将来像と基本方針、進むべき方向性を明らかにしたものです。このビジョンの実現に向け、平成２６年度に「上尾市産業振興会議」が設置されて以来、社会情勢に伴い変化し続ける多様なニーズに対応するため、産業振興に関する取組みの方向性について活発に議論を重ねてまいりました。さらに令和８年３月には、「第２次上尾市産業振興ビジョン」が策定され、新たに掲げられた将来像の実現に向けて、当会議において更なる協議・検討を進めているところです。

現在、中小・小規模事業者を取り巻く環境は、長引く円安や物価高騰、金利の上昇に伴う生産・投資コストの増加に加え、深刻な人手不足やデジタル化への対応など、依然として厳しい状況が続いております。地方自治体におかれましては、地域企業の実情に即した独自の支援策を展開することに加え、国や県の施策を明確に補完する取り組みがより一層求められます。

当会議では、本市における産業振興の推進状況や中小・小規模事業者が抱える課題を整理・分析した上で、必要とされる施策の方向性について検討を行ってまいりました。また、新たなビジョンの着実な推進に向け、企業立地の推進や地域資源を活用したにぎわいの創出並びに市内事業者の持続的な成長を支える各種施策について深く協議を重ねております。

今後も、市民、事業者、関係機関、そして行政が固く連携し、経済状況の急速な変化へ柔軟に対応しながら、産業振興施策の更なる充実に向けた議論と実効性のある提案を積極的に続けてまいる所存です。

ここに、令和７～８年度の上尾市産業振興会議の活動経過及び検討内容を取りまとめ報告いたしますとともに、これらの検討結果を踏まえた今後の産業振興施策について提言いたします。

市当局におかれましては、本市産業振興の重要性と必要性をご理解の上、本提言に基づく施策の具体化と迅速な事業展開をご推進賜りますよう、切にお願い申し上げます。

令和８年８月

上尾市産業振興会議

２　上尾市産業振興ビジョンについて

（１）上尾市産業振興ビジョンの趣旨

本市におきましては、農業、商業、工業、観光をはじめとする産業振興の将来像と進むべき方向性を定めた「上尾市産業振興ビジョン」を平成２６年３月に策定し、地域経済の安定化や産業競争力の強化、新たなまちの魅力の創出などを図ってまいりました。

同ビジョンの策定以降、コロナ禍を契機とした消費行動やビジネス形態の変容、デジタル化の加速など、産業を取り巻く構造は大きく変化いたしました。さらに、深刻な労働力不足への対応をはじめ SDGs やカーボンニュートラルへの取り組みなど、事業者には新たな社会課題への対応が求められています。こうした状況を踏まえ、本市の新たな将来像を明確にするため、令和８年３月に「第２次上尾市産業振興ビジョン」が策定されました。

同ビジョンにおきましては、これまでの取り組みや目標を整理・検証した、新たな目指すべきまちの姿が提示されています。産業に関わる多様な主体がこの目標を共有し、本市産業の持続的な発展を図っていくため、産業振興の体系並びに具体的な施策の方向性が示されたところです。

（２）上尾市産業振興会議について

産業振興ビジョンに掲げた将来像の実現に向けた推進体制として、本市には「上尾市産業振興会議」が設置されております。当会議は、学識経験者、市内事業者、市民、並びに産業支援機関等からなる産学官金の連携組織です。本市の地域特性や現場のニーズを踏まえ、より具体的かつ実践的な産業振興施策の在り方について協議・検討を重ねてまいりました。本提言書は、こうした議論の成果を幅広く集約し、市当局へ提出するものであります。（図１）。

図１　推進体制の組織図

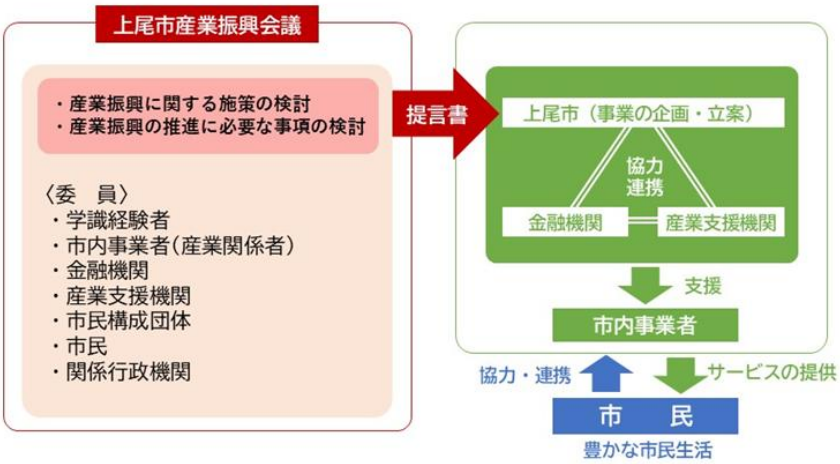

（３）産業における将来像及び施策の体系

産業振興ビジョンに掲げる将来像及び施策体系は、以下のとおりです。当会議におきましても、この体系を軸として本市の産業振興施策の推進状況を注視するとともに、必要な協議や検証を重ねてまいります。

将来像

豊かな暮らしと産業の持続的な発展を支える活力のあるまち　あげお

＜施策の体系＞

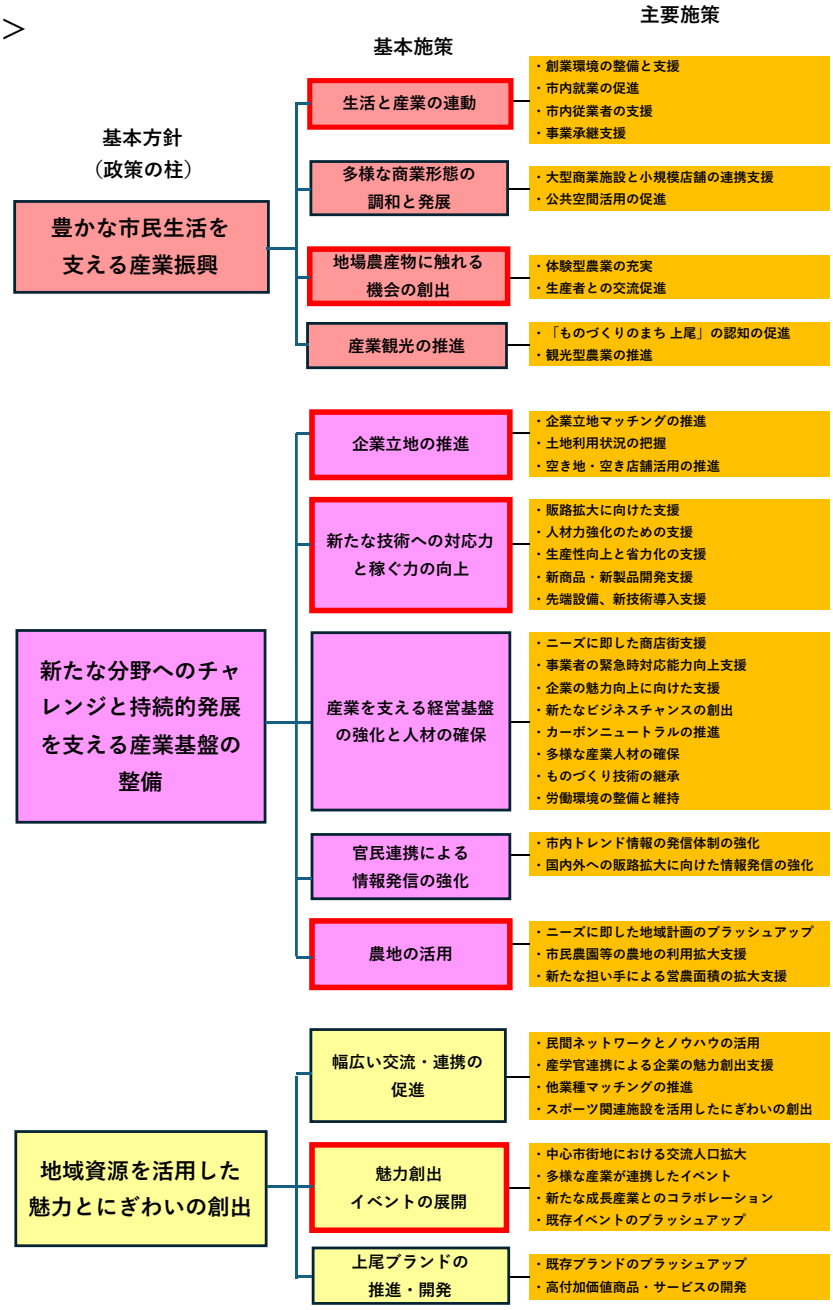

３　令和９年度の産業振興に向けた提言

（１）令和８年度の提言

上尾市産業振興会議では、本市における産業振興の推進状況をはじめ、中小・小規模事業者を取り巻く社会・経済情勢や直面する課題を整理し、今後の産業振興施策の方向性及び支援の在り方について協議・検討を重ねてまいりました。

本市には、交通利便性の高さ、豊富な商圏人口、製造業の集積など、産業振興に向けた大きな可能性があります。こうした本市ならではの強みを十分に活かし、企業立地の促進、地域資源を活用したにぎわいの創出、並びに本市産業の魅力発信を一体的に推進することが重要です。

一方で、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しく、エネルギーや原材料・人件費の高騰、深刻な人手不足、事業承継問題、デジタル化への対応など、多岐にわたる課題に直面しております。このため、事業者ごとの状況に応じた伴走型支援を一層強化し、経営基盤の強化や新たな挑戦を後押しする取り組みが強く求められております。

これらを踏まえ、当会議では令和９年度に向けた提言を「本市のポテンシャルの活用と持続的な成長に向けた産業イノベーションの展開」と設定しました。なお、提言を支える基本方針及び５つの柱は、下記のとおりです。

提言　本市のポテンシャルの活用と持続的な成長に向けた産業イノベーションの展開

基本方針　「地域資源と立地の強みを活かした産業の活性化」と「事業者の持続的な成長支援」

提言の柱	
	① 企業立地の推進と持続可能な都市・産業基盤の整備
	② 共感と魅力を生む交流・にぎわいの創出
	③ 地域資源を活用した体験型・観光型の取組みの充実
	④ 専門家による伴走型支援の拡充と持続可能な経営を後押しする産業施策の推進
	⑤ DX 及び省人化・省力化投資による労働生産性の向上

【提言書につながる委員・オブザーバーからの意見】

- 上尾で事業を営む良い点は道路交通の利便性だと思う。移転希望の市外企業に移転先を聞くと、上尾市という声がかなり聞こえてくる。企業立地は非常に重要である。上尾市の土地活用が発展するよう、俯瞰的な視点で検討したほうがよい。
- 人の消費がモノからコトへと移ってきている中で、その背景にはストーリーが必要だと思う。施策の内容も重要であるが、そこにストーリーと発信力が加われば、にぎわいや盛り上がりにつながるものが生まれると思う。

（２）提言の検討過程

提言書の策定に至るまでのプロセスは下図のとおりです。

図２　提言策定までのプロセス

上尾市産業振興会議では、令和７年度から令和８年度にかけて計６回の会議を開催し、令和９年度に向けた産業振興施策の提言の取りまとめを行うとともに、「第２次上尾市産業振興ビジョン」の策定に向けて精力的に協議・検討を重ねてまいりました。これまでの検討過程は以下の通りです。

【令和７年度】

・第１回会議

前年度からの継続検討事項である令和７年度提言案（令和８年度施策向け）について協議したほか、第２次ビジョン策定に向けたＳＷＯＴ分析や体系骨子の立案について協議を行いました。

・第２回会議

令和７年度提言書の最終案を確認・決定しました。あわせて、第２次ビジョンの体系骨子及び全体の構成案について協議を行いました。

・第３回会議

令和７年度提言書に基づく施策（令和８年度当初予算要求状況）について事務局から説明を受け、質疑応答を行いました。また、次期提言に向けた方向性と課題整理を進めるとともに、第２次ビジョン案について協議しました。

・第４回会議

令和７～８年度に実施予定の産業振興施策の実績・概要報告を受けるとともに、令和８年度以降に求められる施策や提言のアウトラインについて具体的な検討を行いました。また、パブリックコメントを踏まえた第２次ビジョンの最終案について協議しました。

【令和８年度】

・第１回会議

令和８年度提言案（令和９年度施策向け）の提示を受け、今後の施策の方向性について協議しました。委員・オブザーバーから出された多様な意見を踏まえ、国・県の施策との整合性や差別化を図りつつ、本市に必要な実効性ある「独自施策の方向性」を取りまとめました。

・第２回会議

これまでの議論を踏まえた提言書の最終案の内容について、最終確認を行いました。

【会議における委員・オブザーバーからの意見】

- 以前は市民活動と産業政策は別という考えもあったが、今は市民活動は市民生活を支える産業振興と密接につながっている。市民との連携をどのように進めていくかを考えていく時代であると考える。
- 国全体の産業政策との整合性を踏まえると、人件費や物価の上昇への対応として「高付加価値化」がキーワードとなる。高付加価値化への新たなチャレンジや高付加価値な地域資源の活用など、市内の事業者の実態に合わせて設定してはどうか。
- 市民の価値観も多様化、高度化しており、行政だけでは対応できない領域が広くなってきている。産業支援機関や金融機関との連携や協働が大きなカギであり、当会議を核として市の産業振興を進めることが極めて重要である。

① 民間調査会社等が実施したアンケート結果の分析

提言を取りまとめるにあたり、中小企業庁「中小企業白書・小規模企業白書」及び株式会社東京商工リサーチの各種調査の結果を参照・分析しました。

※各グラフは当該調査結果及び公表データより引用。

ア 春季労使交渉と最低賃金の動向

（1）春季労使交渉による賃上げ率の推移

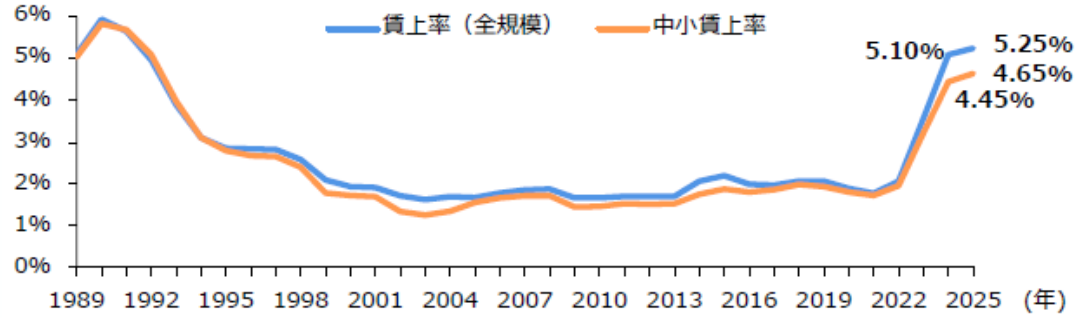

出典：中小企業庁「中小企業白書・小規模企業白書の概要」 2026 年 4 月公表

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html

（２）最低賃金の推移

（上図）資料：日本労働組合総連合会「2025春季生活闘争第７回（最終）回答集計」（2025年７月１日集計・７月３日公表）（下図）資料：厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」
（注）（上図）ここでの「中小賃上率」とは、組合員数300人未満の中小組合における賃上げ率をいう。また、ここでの賃上げ率は、平均賃金方式（組合員の平均賃金をいくら引き上げるか、つまり一人平均の労務コストをもとに交渉する方式）での賃上げ状況の推移を見たものである。

出典：中小企業庁「中小企業白書・小規模企業白書の概要」 2026 年 4 月公表

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html

大企業・中小企業ともに賃上げ率は上昇傾向にあり、最低賃金もこの１０年間で約３割上昇するなど、人件費をはじめとするコスト増への対応が急務となっています。一方で、原材料費や労務費の価格転嫁、及び生産性向上による原資を確保するためには、単なる短期的な損益の追求にとどまらず、長期的視点に立った事業・組織構造の再構築が不可欠です。経営の見直しと生産性向上を通じて「稼ぐ力」を強化し、持続可能な強い中小・小規模事業者への成長を促す支援が求められています。

ｲ　**倒産件数の推移**

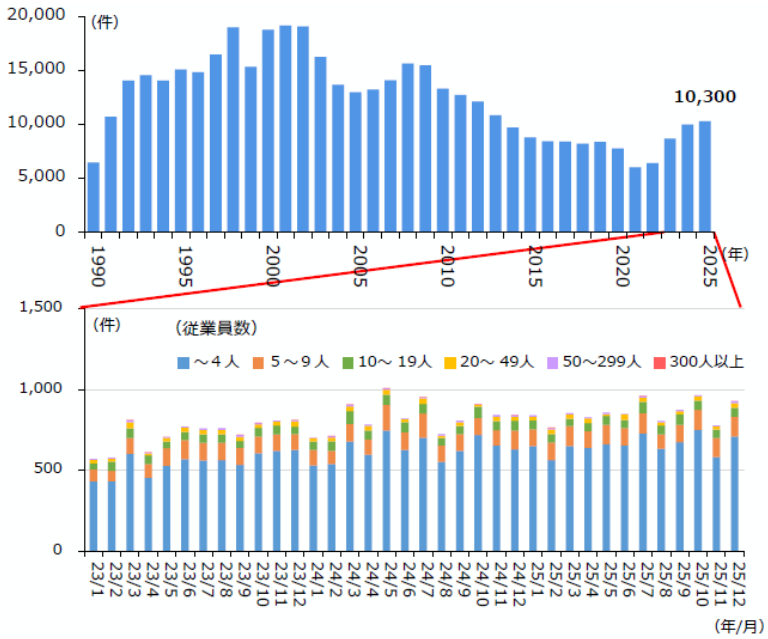

出典：中小企業庁「中小企業白書・小規模企業白書の概要」 2026 年 4 月公表

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html

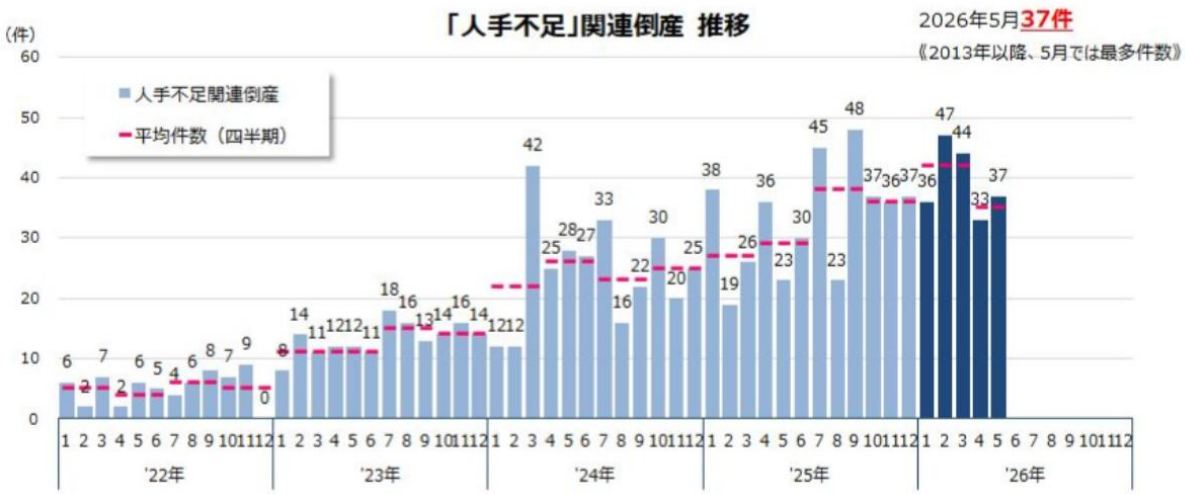

出典：㈱東京商工リサーチ TSR データインサイト 2026 年 6 月公表
https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1202930_1527.html

出典：㈱東京商工リサーチ TSR データインサイト 2026 年 4 月公表
https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1202732_1527.html

前頁のグラフのとおり、コロナ禍以降、倒産件数は増加傾向が続いており、２０２５年においては、特に従業員数１０人未満の小規模企業の倒産が全体の約９割を占めています。また、本頁の上部グラフが示すとおり、人手不足に起因よる倒産も増加傾向にあります。これらを踏まえ、小規模事業者を対象とした経営改善、省人化・省力化投資、及び事業承継等に対するきめ細やかな支援が求められます。また、農業においても倒産件数は増加しています。これは、円安に伴う資材・飼料価格の上昇や原油高・中東情勢の緊迫化を背景とした施設暖房費や物流費の増大が

著しく収益を圧迫しているためです。このように、事業者・農家を問わずエネルギーや原材料価格高騰の影響が長期化する中で、先行きを見据えた持続的な伴走型支援が求められます。

ウ　中小企業のデジタル化の取組段階

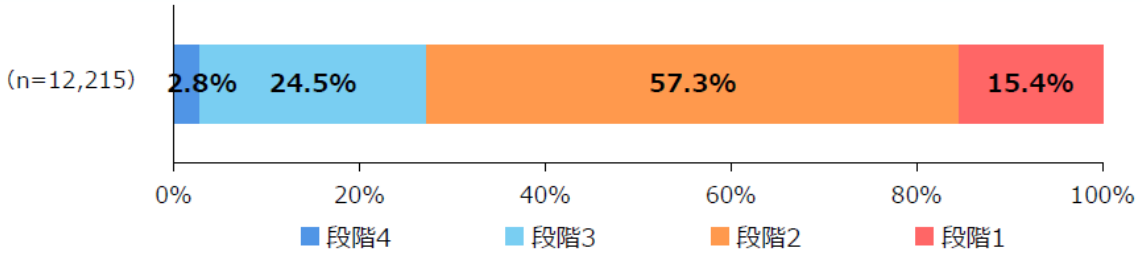

資料：（株）帝国データバンク「令和７年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」
（注）デジタル化の取組段階については、以下のとおり。
段階４：デジタル化によるビジネスモデルの変革や競争力強化に取り組んでいる状態
段階３：デジタル化による業務効率化やデータ分析に取り組んでいる状態
段階２：アナログな状況からデジタルツールを利用した業務環境に移行している状態
段階１：紙や口頭による業務が中心で、デジタル化が図られていない状態

出典：中小企業庁「中小企業白書・小規模企業白書の概要」 2026 年 4 月公表
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html

中小・小規模事業者におけるデジタル化の取組み段階を見ると、業務環境のアナログからデジタルへの移行（ＩＴ化）を達成している事業者は６割近くに達する一方、約１５％の事業者は未だデジタル化に着手できていない状況にあります。また、単なる効率化にとどまらず、データを活用した事業変革（ＤＸ）の段階まで進んでいる事業者は未だ限られています。

取り組みの進捗状況によって「着手」「業務改善」「DX 推進」と抱える課題が異なるため、未着手事業者への啓発や基礎的なＩＴ導入支援、本格的なＤＸ推進に向けた専門家派遣等に至るまで、フェーズに応じた継続的な支援が求められます。

②　国・県等の施策との整合性と差別化

市を含めた各関係機関が効果的に経営支援を実施するためには、施策の方向性の一致を図ることが不可欠であるため、国や県等の主要な支援策に着目し、整合性と差別化の検証を行いました。市が独自の支援を検討する場合、各機関が実施する施策内容やターゲットとの重複を避けることで、多様な事業者に対して必要な支援策を効果的に講じることが可能となります。

現在、国・県及び本市が実行している主な施策の性質を分類・マッピングした結果は、次頁以降の図３及び図４に示すとおりです。黄色の領域は国・県の施策、緑色の領域は市の施策をそれぞれ表します。

このマッピングから明らかなように、本市が実施している施策は、緊急時の事業継続・下支えにとどまらず、販路拡大や生産性向上といった事業者の積極的な挑戦を促す支援までバランスよくカバーされています。国・県の広域的な支援と過度な重複を避けつつ、市内の多数を占める小規模事業者を中心に行き届いた支援が展開されていると評価できます。今後は、こうした役割分担と連携体制を維持・強化しつつ、情勢変化に応じたタイムリーな支援のアップデートが求められます。

図３　各種支援策のマトリクス（令和７年度 実施施策）

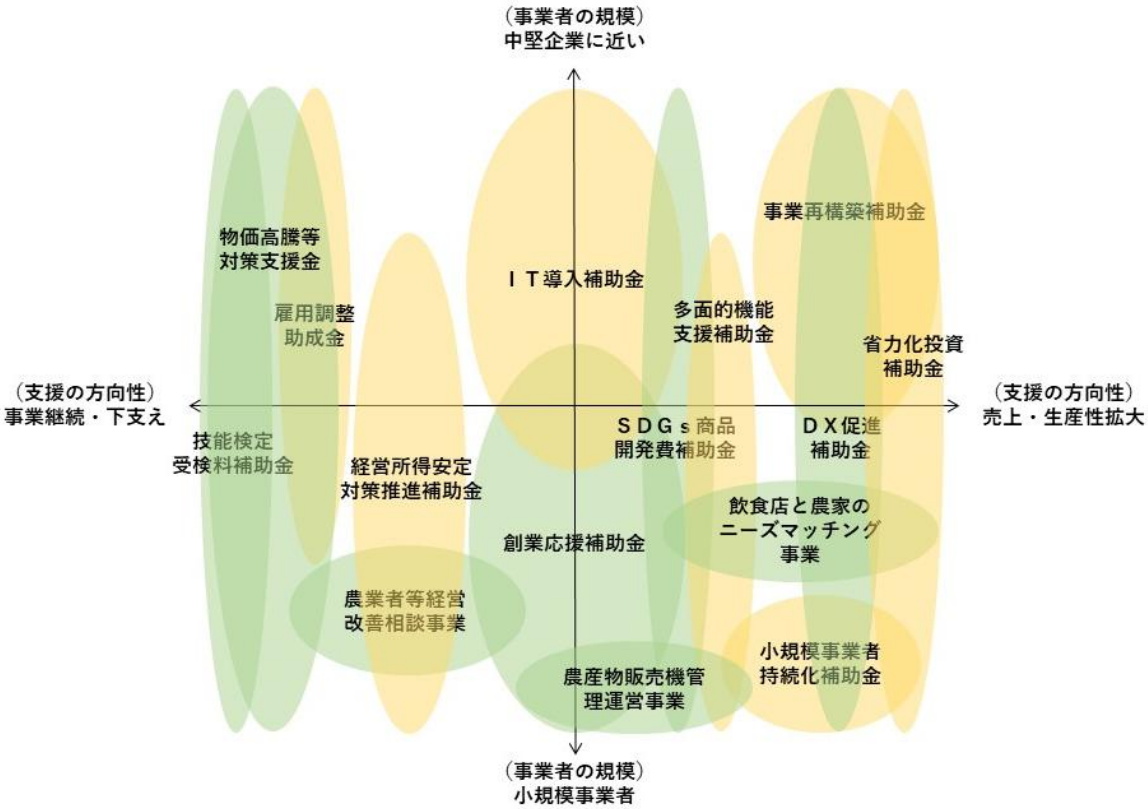

図４　各種支援策のマトリクス（令和８年度 実施施策）

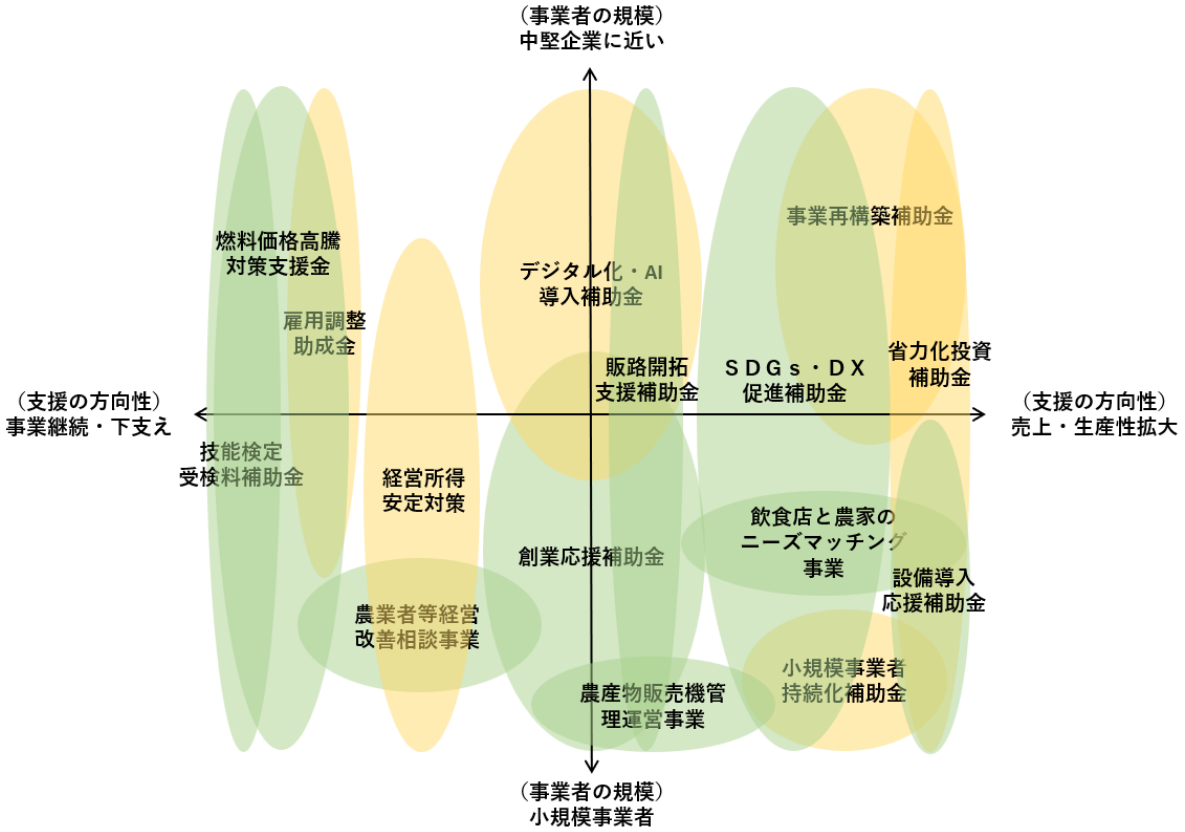

４　令和７～８年度に実施した（している）施策

（１）令和７年度に実施した施策と委員の意見

中小企業サポートセンターでは、専門家による「知識の支援」と、補助金申請や融資に係る「資金の支援」を実施しています。

事業継続や経営力強化に積極的に取り組む事業者への支援など、事業の持続・成長・発展に向けた事業に取り組みました。

支援（派遣）件数は前年度から増加し、特に販売促進や創業について、前年度と比較し多くの相談が寄せられました。

① 中小企業サポートセンター

概　　要　事業者の経営課題に対し、専門家が訪問して無料で相談に応じる支援拠点を上尾商工会議所内に設置。課題の発見から解決策の提案、改善活動まで、寄り添いながら徹底的なサポートを実施（図５）。

実　　績　支援(派遣)件数　　合計２９０件（よろず支援拠点の相談件数を含む）

（内訳）	経営総合相談	１３４件
	ＩＴ活用相談	５３件
	現場改善相談	４件
	労務相談	１０件
	ＢＣＰ相談	２件
	販売促進相談	６３件
	創業・起業相談	２４件

図５　連携体制図

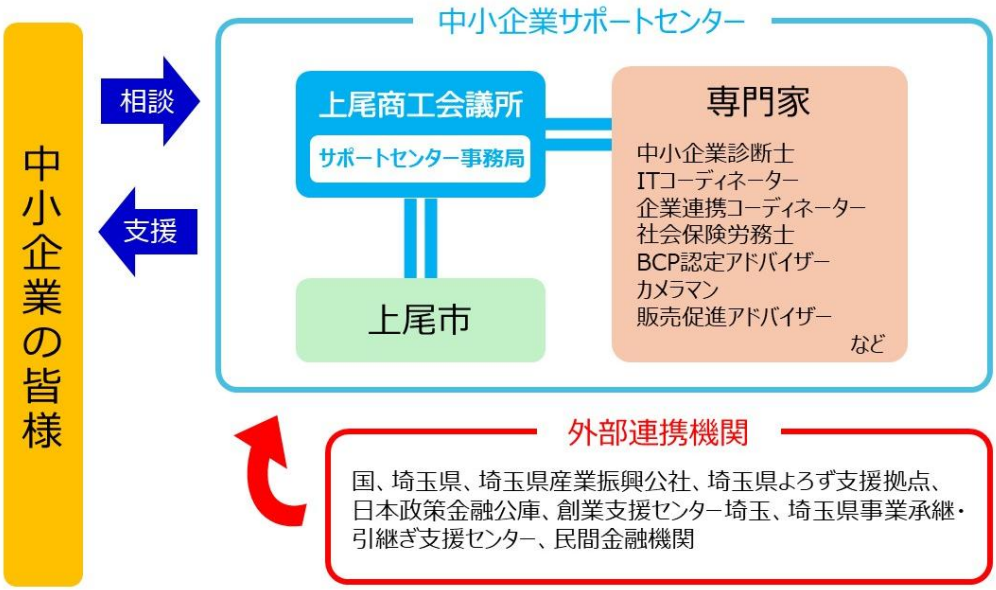

② ＳＤＧｓ商品開発費補助金

概　　要　SDGs に掲げられた１７の達成目標のうち、各々の事業者に適した目標を２つ達成することを要件として、地域経済の活性化を図るとともに、SDGs の目標達成に寄与する新たな商品やサービスの開発を支援する。

申請期間　令和７年６月２日～令和８年１月３０日
補 助 率：１／２（最大５０万円）

実　　績　１件　＜交付総額：５００，０００円＞

③ ＤＸ促進補助金

概　　要　デジタル技術を導入し、業務の効率化や生産性の向上に向けた先駆的な取組を行う事業者を支援する。

申請期間　令和７年６月２日～令和８年１月３０日

補 助 率　１／２（最大２５万円）

実　　績　６件　＜交付総額：１，１５０，０００円＞

④ 創業応援補助金

概　　要　市内で新たに創業する者又は第二創業を行う者に対し創業に係る経費の一部を補助する。
申請期間：令和７年６月２日～令和８年１月３０日
補 助 率：１／２（最大２０万円）

実　　績　７件　＜交付総額：１，０６０,０００円＞

⑤ 技能検定受検料補助金

概　　要　技能士を育成することにより技術の継承と後継者不足への対応を図り、事業活動の維持と持続的な発展を目指す事業者に対し検定受検料の一部を補助する。

申請期間　令和７年６月２日～令和８年３月２３日
補助率：１／２（最大２万円）

実　　績　５件　＜交付総額：５３，０００円＞

⑥ 中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

概　　要　物価高騰により、事業活動に影響を受けている市内中小・小規模事業者に対し、事業継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付する。
法人：一律７万円　個人：３万５千円

申請期間　令和７年４月２１日～６月３０日

実　　績　４，４３０件（法人：２，０８２件　個人：２，３４８件）
＜交付総額：２２７，９２０，０００円＞

⑦ 飲食店と農家のニーズマッチング事業

概　　要　「地元の食材を利用したい地元飲食店」と「地元飲食店に農作物を利用してもらいたい農家」のニーズをマッチングさせ、地産地消の促進と新たな商品開発を目指す。

実　　績　和食店、中華店、タイ料理店、洋菓子店、駄菓子店など１０店舗と７農家のマッチングが成立。

⑧　AR スタンプラリー事業

概　　要　駅周辺の商店や歴史スポット等に AR スポットを設置し、人の回遊性を高めるとともに人流の創出を図る。

実　　績　令和７年５月より計４回に分け実施し、延べ２，２５０人がコンテンツを利用した。

⑨ 中心市街地のにぎわい創出事業

概　　要　・上尾串ぎょうざフェス（令和７年５月２４日、令和７年１０月１８日）
・上尾串ぎょうざ PR キッチンカー出店（令和８年３月 計６回）
・あげお朝市、夕市（朝市：令和７年４月～ 月１回、夕市：計４回）
・軽トラファーマーズマーケット（令和７年４月～ 月１回）

⑩ 新規就農者経営支援補助金

概　　要　１８～５９歳の新規就農者または北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生に対し、農業経営に必要な経費（賃借料、種苗費、農具費等）に充てる費用を補助する。

補 助 率　月額５万円×１２か月（６０万円）

実　　績　１件　＜交付総額：１５万円＞

⑪ 新規就農者農業機械等導入支援補助金

概　　要　１８～５９歳の新規就農者または北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生に対し、農業用施設、農業用機械、農業用資材の購入費の一部を補助する。

補 助 率　購入経費の１／２（上限１００万円　※中古品は５０万円）

申請実績　２件　＜交付総額：１６６万５千円＞

⑫ 農業者等経営改善相談業務

概　　要　市内で就農する者を対象に専門員を配置し、営農継続における諸課題の相談支援を行う。

実　　績　２件

⑬ 新規就農等相談業務

概　　要　新規就農者を対象に技術・営農指導、新規就農に係る課題全般の相談支援を行う。

実　　績　１３件

⑭ 新規就農者経営開始補助金

概　　要　国の補助制度を活用し、新規就農者に対して農業経営を始めてから経営が安定するまでの間、年間最大１５０万円×最長３年間補助する。

実　　績　２件　＜交付総額：２２５万円＞

⑮ 農産物販売機管理運営事業

概　　要　新規就農者等の販売促進、営農の効率化、上尾産農産物の周知に向け、農産物の自動販売機を導入し、安定した販路の確保と農産物の認知度向上を図る。

実　　績　新規就農者を中心に計８名がキウイフルーツやトマト、ナス、長ネギなどを販売した。

⑯ 農業者物価高騰等対策支援事業

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

概　　要　燃油や農業用資材、肥料等の物価高騰営農継続に向けた経営の下支えとして支援金を給付する。
一律７万円

実　　績　６９件
＜交付総額：４，８３０，０００円＞

【施策に関する委員・オブザーバーから意見】

- 市では多様な補助金を用意しており非常にありがたいが、利用したくても申請の条件が高く申請できないケースもある。一定のラインは必要であるが、小規模事業者に寄り添いながら適した制度設計をしていただきたい。
- 上尾は商圏として魅力があるため、創業先として選ばれていると思われる。しかし、大事なのは創業後にしっかり稼げるようになるためのサポートである。
- にぎわいづくりには、様々な産業や世代の連携が重要である思う。農業と商業の連携をはじめ、学生と連携したイベント、スポーツとの連携も考えられると思う。

（２）令和８年度に実施している施策と委員の意見

令和７年度の提言を受け、「中小企業支援」の分野においては、事業者のニーズに細やかに対応するため、DX・SDGs 促進や創業支援、技能検定に係る補助は継続するとともに、販路開拓支援を新たに展開しています。また、企業立地推進の観点から、市内の立地状況について把握するなど、産業の持続的発展を支援する取組の拡充に努めています。

「地産地消とにぎわいづくり」の分野においては、農業の新たな担い手の育成や収益確保に向けた各種補助事業や支援事業の継続・拡充のほか、中心市街地の活性化を促進するため、利用者の属性を鑑みたにぎわい創出事業を展開しています。

① 中小企業サポートセンター【継続】

概　　要　中小・小規模事業者が抱える経営課題の解決に向けて、関係機関との連携を強化し、専門家による「知識の支援」と補助金申請や融資に係る「資金の支援」の両輪でサポートする。

② ＳＤＧｓ・ＤＸ促進補助金【継続】

概　　要　ＳＤＧｓ枠：
市内の中小企業者を対象に、ＳＤＧｓに配慮した新商品等の開発に要する経費の一部を補助する。
申請期間：令和８年６月１日～令和９年１月２９日
補 助 率：１／２（最大５０万円）　※予算総額５０万円（１件分）
ＤＸ枠：
市内の中小企業者のＤＸを促進し、デジタル技術により業務の効率化等を図るため、当該取組に要する経費の一部を補助する。
申請期間：同上
補 助 率：１／２（最大２５万円）　※予算総額２５０万円（１０件分）

③ 創業応援補助金【継続】

概　　要　第二創業や事業承継、店舗を構えない開業など、創業者の多様なニーズに応えるため創業者を支援する。
申請期間：令和８年６月１日～令和９年１月２９日
補 助 率：１／２（最大２０万円）　※予算総額１６０万円（８件分）

④ 技能検定受検料補助金【継続】

概　　要　後継者不足や技術の継承、専門人材の育成を支援するため、従業員に技能検定を受検させた事業者を支援する。

申請期間：令和８年６月１日～令和９年３月１９日
補 助 率：１／２（最大２万円）　※予算総額１２万円（６件分）

⑤ 販路開拓支援補助金【新規】

概　　要　販路開拓のための広報や委託、展示会等への出展に要する経費の一部を補助する。
申請期間：令和８年６月１日～令和９年１月２９日
補助率：１／２（最大２５万円）　※予算総額１００万円（４件分）

⑥ 企業立地ニーズ調査【新規】

概　　要　本市の企業立地のポテンシャル（事業者ニーズ、市場性、開発実現性など）について、客観的なデータを収集するため、事業者アンケート・ヒアリングを実施する。　※予算額５，２０３千円

⑦ 飲食店と農家のニーズマッチング事業【継続】

概　　要　「地元の食材を利用したい地元飲食店」と「地元飲食店に農作物を利用してもらいたい農家」のニーズをマッチングさせるためマッチングミーティングを開催し、新たな商品開発を目指す。

⑧ 中心市街地のにぎわい創出事業【継続】

概　　要　・上尾串ぎょうざフェス（令和８年５月２３日）
・上尾串ぎょうざ PR キッチンカー出店（令和８年６月～ 月２回）
・あげお朝市、夕市（朝市：令和８年４月～ 月１回、夕市：年４回）
・軽トラファーマーズマーケット（令和８年４月～ 月１回）

⑨ 小規模事業者等設備導入応援補助金【新規】

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】
概　　要　省人化、省力化又は業務効率化等に資する設備導入に係る経費の一部を補助する。
申請期間：令和８年４月２０日～３０日
補助率：２／３（最大１，０００万円）
※予算総額１億２，０００万円

⑩ 新規就農者経営支援補助金【継続】

概　　要　１８～５９歳の新規就農者または北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生に対し、農業経営に必要な経費（賃借料、種苗費、農具費等）に充てる費用を補助する。
補 助 額：月額５万円×１２か月（６０万円）

⑪ 新規就農者農業機械等導入支援補助金【継続】

概　　要　１８～５９歳の新規就農者または北足立北部明日の農業担い手育成塾の研修生に対し、農業用施設、農業用機械、農業用資材の購入費の一部を補助する。

補 助 額：購入経費の１／２（上限１００万円　※中古品は５０万円）

⑫ 農業者等経営改善相談業務【継続】

概　　要　市内で就農する者を対象に、営農継続における諸課題について専門家が相談に応じる。

⑬ 新規就農等相談業務【継続】

概　　要　新規就農者を対象に技術・営農指導、新規就農に係る課題全般の相談支援を行う。

⑭ 新規就農者経営開始補助金【継続】

概　　要　国の補助制度を活用し、新規就農者に対して農業経営を始めてから経営が安定するまでの間、年間最大１６５万円×最長３年間補助する。

⑮ 農産物販売機管理運営事業【拡充】

概　　要　新規就農者等の販売促進、営農効率化、上尾産農産物の周知に向け、農産物の自動販売機を導入し、販路の確保と農産物の認知度向上を図る。

⑯ 農業者燃料価格高騰対策支援事業【新規】

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

概　　要　燃料物価高騰の影響を受けている農業者に対し、農業経営維持に必要な設備への燃料経費の一部を補助するもの。

申請期間　　令和８年７月３１日まで

補助率１／３（上限１００万円）

※予算総額１，２００万円（３１件分）

【施策に関する委員・オブザーバーから意見】

- 設備投資については、国でも大型設備の投資予算を用意しているが、厳しい条件と高い倍率のため資金が行き届かない。このような思い切った設備投資事業を追加予算で実施することはありがたい。
- 施策の運用について、それぞれソリューションを提供するだけではなく、同じ課題を持っている者同士で相談し合えるコミュニティづくりを進めることで、施策の実行性と課題解決の相乗効果が期待できるのではないか。

参考資料

上尾市産業振興会議条例

令和８年３月24日条例第14号

上尾市産業振興会議条例

（設置）

第１条　市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興のための施策を推進するため、上尾市産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　産業振興会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　産業振興に関する基本的施策に関すること。

（２）　産業振興に関する計画に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、産業振興の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　産業振興会議は、委員14人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　商業、工業、農業、観光その他の産業に関する事業又は業務に従事している者

（３）　金融機関を代表する者

（４）　産業を支援する機関を代表する者

（５）　市民で構成される団体を代表する者

（６）　公募による市民

（７）　関係行政機関の職員

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　産業振興会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、産業振興会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　産業振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　産業振興会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第７条　産業振興会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　産業振興会議の庶務は、環境経済部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、産業振興会議の運営に関し必要な事項は、産業振興会議が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第37号の２の次に次の１号を加える。

（37）の３　産業振興会議委員

別表37の２の項の次に次のように加える。

37の３	産業振興会議	
	会長	日額　7,000円
	委員	日額　6,000円

令和７～８年度上尾市産業振興会議の経過

会 議 名	開 催 日	議　　題
令和７年度 第１回	R7.6.27	(1) 令和７年度提言（案）と令和８年度施策の検討について (2) 第２次上尾市産業振興ビジョンの策定について (3) 今後のスケジュールと協議事項について
令和７年度 第２回	R7.8.6	(1) 令和７年度提言書（案）について (2) 第２次上尾市産業振興ビジョンについて (3) 第２次上尾市産業振興ビジョン策定スケジュールについて
令和７年度 第３回	R7.11.26	(1) 令和７年度提言書に基づく施策について (2) 令和８年度提言書の方向性について (3) 第２次上尾市産業振興ビジョンについて
令和７年度 第４回	R8.2.17	(1) 令和７～８年度の産業振興施策について (2) 令和８年度提言書のアウトラインについて (3) 第２次上尾市産業振興ビジョンについて
令和８年度 第１回	R8.5.17	(1) 令和７年度提言（案）と令和８年度施策の検討について (2) 第２次上尾市産業振興ビジョンの策定について (3) 今後のスケジュールと協議事項について
令和８年度 第２回	R8.7.31	(1) 令和８年度提言書（案）について

上尾市産業振興会議委員名簿

	区　分	氏　名	役 職 等	任期
1	学識経験者	山本（やまもと）　匡毅（まさき）	成城大学社会イノベーション学部 教授	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
2	産業関係者 （工業）	飯田（いいだ）　裕之（ひろゆき）	上尾商工会議所 副会頭	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
3	〃	大澤（おおさわ）　哲也（てつや）	上尾ものつくり協同組合 副理事長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
4	産業関係者 （商業）	大木（おおき）　保司（やすじ）	上尾商店街連合会 会長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
5	〃	松本（まつもと）　猛（たけし）	アリオ上尾 営業販促マネージャー	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
6	産業関係者 （農業）	松村（まつむら）　稔（みのる）	さいたま農業協同組合 北部営農経済課長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
7	〃	鈴木（すずき）　達也（たつや）	上尾市園芸振興協議会 会長	令和 8 年 6 月 26 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
8	金融関係者	福岡（ふくおか）　大介（だいすけ）	埼玉りそな銀行 上尾支店長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
9	産業支援機関	井上（いのうえ）　克典（かつのり）	上尾商工会議所 総務委員長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
10	〃	高野（たかの）　正則（まさのり）	埼玉県産業振興公社 ビジネス展開支援部長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
11	市民構成団体	安藤（あんどう）　由美（ゆみ）	上尾市消費者団体連絡会 会長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
12	市民（公募）	市倉（いちくら）　育江（いくえ）	市民	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
13	関係行政機関	吉田（よしだ）　薫（かおる）	埼玉県県央地域振興センター 所長	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

事務局：環境経済部商工課、農政課

上 尾 市 産 業 振 興 会 議